

教育委員会会議規則（第18条関係）

会 議 録

文書分類		保存期間	30、10、5、3、1年
会議の名称	第3回教育委員会定例会		
開催日時	令和7年3月21日（金） 午後 3時31分開会 午後 5時23分閉会		
開催場所	真壁庁舎 3階 3310会議室		
出席者	<p>（委員出席者氏名）</p> <p>教育長職務代理者 小島 香織 委 員 宇佐美 徹 委 員 舘野 仁一 委 員 小林 源洋</p> <p>（説明の出席者職・氏名）</p> <p>次長兼学校教育課長 仲田 幸一 教育指導課長 小林 詠二 生涯学習課長 飛毛 俊浩 スポーツ振興課長 廣澤 伸一 文化財課長 寺崎 大貴 学校給食センター所長 渡邊 正人</p>		
議事録署名人	小林 源洋 委員		
会議内容	<ul style="list-style-type: none"> ・議案第9号 桜川市学びサポート事業奨学金返還支援助成金交付要綱の一部改正（案）について ・議案第10号 桜川市特別支援教育就学奨励費支給事務取扱要綱の一部改正（案）について ・議案第11号 桜川市英語検定料助成金交付要領の全部改正（案）について ・議案第12号 桜川市教員業務支援員設置要綱の制定（案）について ・議案第13号 桜川市立学校職員の地域クラブ活動の兼業に関する規程の制定（案）について ・議案第14号 令和7年度桜川市ビジネスナビゲーション教育振興基金事業の承認について ・議案第15号 桜川市教育支援センター管理及び運営要領の一部改正（案）について ・議案第16号 桜川市外国語指導助手任用規則の全部改正（案）について 		

	<ul style="list-style-type: none"> ・議案第 17 号 桜川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）についての専決処分の承認について ・報告第 2 号 障害者活躍推進計画（教育委員会）について
会議録作成方針	要点記録
情報の公開の可否	<p>ⓐ・否</p> <p>不開示理由（部分開示を含む）</p>

会 議 内 容	(審議内容・審議経過・結論等)
小島教育長職務代理者	<p>ただいまから令和7年第3回桜川市教育委員会定例会を開会いたします。</p> <p>本日の出席者は私を含めて4名です。稲川教育長から、欠席の旨の連絡がありましたが、定足数に達していますので、本委員会は成立いたします。</p> <p style="text-align: center;">【 議事録署名人の選任 】</p> <p>本日の定例会における議事録署名人につきましては、 小林 源洋 委員をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【 議事 】</p> <p>本日の会議に提案されている案件は、議案が9件、報告が1件でございます。ご協議のほど、よろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第9号「桜川市学びサポート事業奨学金返還支援助成金交付要綱の一部改正（案）について」学校教育課より順に説明願います。</p>
仲田次長兼学校教育課長	(資料により説明)
小島教育長職務代理者	説明が終わりました。委員さんから発言等あれば、お願いいたします。
全委員	(発言なし)
小島教育長職務代理者	<p>それでは発言がありませんので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第9号「桜川市学びサポート事業奨学金返還支援助成金交付要綱の一部改正（案）について」は、原案通りとすることにご異議ございませんか。</p>
全委員	はい。

小島教育長職務代理者	<p>ご異議ありませんので、議案第9号は原案通り決定いたします。</p> <p>続いて、議案第10号「桜川市特別支援教育就学奨励費支給事務取扱要綱の一部改正（案）について」学校教育課より説明願います。</p>
仲田次長兼学校教育課長	(資料により説明)
小島教育長職務代理者	説明が終わりました。委員さんから発言等あれば、お願いいたします。
小林委員	<p>第8条「保護者等」を「申請者等」に改める、とありますが、申請書の裏面が「保護者記入欄」になっていますので、ここは「申請者記入欄」が正しいのではないのでしょうか。</p>
仲田次長兼学校教育課長	申請は申請者ですが、同意については保護者の同意を得て、という形かと思います。
小林委員	今は、各家庭の事情は様々ですので、保護者という表現は消していくものかと気になりました。
仲田次長兼学校教育課長	<p>確認いたします。11ページをお願いいたします。</p> <p>第5条第2項「就学奨励金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）」ということで、先ほど、様式の中で、保護者の表記がメインで書かれていたかと思いますが、こちらの書面について改めまして15ページをお願いいたします。こちらの申請者につきましては「保護者氏名」というものを、「申請者（保護者氏名）」と訂正をお願いします。続きまして16ページでございます。こちらと同じように、「保護者記入欄」および「保護者氏名」という箇所がありますので「申請者（保護者）記入欄」と「申請者（保護者氏名）」という形で訂正をかけたいと思います。ご承認のほどよろしくお願いいたします。</p>
小島教育長職務代理者	ありがとうございます。それでは、このように訂正する形でよろしいでしょうか。
全委員	はい。

小島教育長職務代理者	では議案第 10 号「桜川市特別支援教育就学奨励費支給事務取扱要綱の一部改正（案）について」は原案から変更はございますけれども、原案とすることにご異議ございませんか。
全委員	異議なし。
小島教育長職務代理者	ご異議ありませんので、議案第 10 号は原案通り決定いたします。 続いて、議案第 11 号「桜川市英語検定料助成金交付要領の全部改正（案）について」学校教育課より説明願います。
仲田次長兼学校教育課長	（資料により説明）
小島教育長職務代理者	説明が終わりました。委員さんから発言等あれば、お願いいたします。
舘野委員	日本漢字能力検定や実用数学技能検定は各学校で行っていたんですか。
仲田次長兼学校教育課長	こちらに関しては市の助成がなかったなので、データ等が無い状態でございます。
舘野委員	あることにはあったんですね。
仲田次長兼学校教育課長	英語だけではなく、その他の検定についても、申請の状況によっては、今後助成を検討していく価値があると判断しまして、各種検定料としております。
小林委員	会議の中で、英語だけではなく他の検定の助成もあれば良いという話がありましたよね。それで今回ここに追加されるのですよね。
舘野委員	市で助成してくれるのはいいことですよね。
小島教育長職務代理者	ありがとうございます。他に発言があればお願いします。 それでは発言ありませんので、採決に入ります。議案第 11 号「桜川市英語検定料助成金交付要領の全部改正（案）につい

全委員	<p>て」は、原案通りとすることにご異議ありませんか。</p> <p>異議なし。</p>
小島教育長職務代理者	<p>ご異議ありませんので、議案第 11 号は原案通り決定いたします。</p> <p>続いて、議案第 12 号「桜川市教員業務支援員設置要綱の制定（案）について」学校教育課より説明願います。</p>
仲田次長兼学校教育課長	<p>（資料により説明）</p>
小島教育長職務代理者	<p>説明が終わりました。委員さんから発言等あれば、お願いいたします。</p>
宇佐美委員	<p>県の要請を受けてとのことですが、県からの予算の裏付けはないのですか。</p>
仲田次長兼学校教育課長	<p>県から補助が出ます。</p>
宇佐美委員	<p>県からは補助が出るけれども、身分としては市の会計年度任用職員なのですか。</p>
仲田次長兼学校教育課長	<p>市の会計年度任用職員になります。学校の先生方の業務が大変な中で、こういった制度を活用させていただいて、少しでも子供たちを見守る職員を増やしたいと考えております。そして、このフッ化物洗口については、行っている子と行っていない子とで、虫歯などの割合がかなり違うと伺っております。市としては積極的に取り入れていければと考えております。</p>
舘野委員	<p>それでは、もう 4 月 1 日から各小学校、義務教育学校に配置されるのですか。</p>
仲田次長兼学校教育課長	<p>はい。この業務を行うにあたりまして、3 月の定例議会の方で令和 7 年度当初予算の方は無事可決し、承認をいただいております。この支援員に関しましては、全ての小学校、義務教育学校に配置する予算を計上しておりまして、こちらで承認いた</p>

	<p>できれば配置できる形になります。</p>
小林委員	<p>従事する方については、決まっていますか。</p>
仲田次長兼学校教育課長	<p>ある程度は進めております。実際に業務を実施するに当たっては、事前に準備等がありますので、当面は先生方の支援をお願いして、フッ化物洗口の準備をしながら進めていくという形が現実的だと思います。</p>
宇佐美委員	<p>見込みとしては、この補助は数か月の計画ですか。</p>
仲田次長兼学校教育課長	<p>単年度で考えております。もちろん県の方で続けて補助があるとすれば、継続ができるかと思えます。</p>
舘野委員	<p>支援員になるには、資格などは必要ですか。</p>
仲田次長兼学校教育課長	<p>特に必要ありませんが、薬物を取り扱うこととなりますので、事故などがないように適切な対応ができる方を雇用できればと思います。</p>
宇佐美委員	<p>勤務時間は1日約5時間ですよね。</p>
仲田次長兼学校教育課長	<p>午前8時から午後3時までを想定していますので、だいたいその位の勤務時間になります。</p>
宇佐美委員	<p>学校からすれば、色々と協力いただくような形ですね。助かる部分もありますし、働き方改革にも繋がると考えられますので、単年度で終わらないようにしていただきたい。</p>
舘野委員	<p>長く続けてください。</p>
小島教育長職務代理者	<p>他に発言があればお願いします。 それでは発言がありませんので採決に入ります。 議案第12号「桜川市教員業務支援員設置要綱の制定(案)について」は、原案の通りとすることにご異議ございませんか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>

小島教育長職務代理者	<p>ご異議ありませんので、議案第 12 号は原案通り決定いたします。</p> <p>続いて、議案第 13 号「桜川市立学校職員の地域クラブ活動の兼業に関する規程の制定（案）について」学校教育課より説明願います。</p>
仲田次長兼学校教育課長	(資料により説明)
小林委員	<p>説明の中に 45 時間、80 時間という言葉が出てくるかと思いますが、単純に小学校や中学校の一般の先生たちというのはどのぐらいの時間勤務しているものなんですか。また何時から勤務開始ですか。</p>
舘野委員	8 時 10 分からです。
小林委員	<p>そうすると 8 時 10 分から、部活動の無い日の中学校や、小学校では何時間勤務になりますか。</p>
仲田次長兼学校教育課長	我々と同じ勤務時間で、7 時間 45 分です。
小林委員	<p>少し多めに見ても 8 時間ですよ。1 ヶ月のうちだいたい先生たちは何日くらい勤務するんですか。</p>
小林教育指導課長	<p>だいたい 20 日前後ですので、時間外勤務は 1 日 2 時間弱程度にしないと、1 ヶ月 45 時間を超えてしまうということです。1 日 3 時間の時間外勤務をしてしまうと、1 ヶ月で 60 時間近くになってしまうんですね。</p>
小林委員	<p>そうするとこれからも平日はまだ部活動はなくならないですよ。1 日 2 時間部活動を指導するとして、1 日の勤務時間は 10 時間ぐらいですね。そうすると、これからその兼職兼業の先生がいたとしても、1 ヶ月のうちに先生が指導できる時間は、何日でもないということですか。土日でも対応できない先生が出てきてしまいますよね。</p>
仲田次長兼学校教育課長	毎週土曜日の朝という形にしても、平日もずっと指導に当たるとなると、通常の先生は時間を超えてしまいます。

小林委員	結局、兼職兼業を行ったとしても、このクラブ活動に十分に携わることは不可能に近いということでしょうか。
仲田次長兼学校教育課長	部活動自体は週に毎日ではないですね。平日3日でしたか。
小林教育指導課長	はい。週に2日は休んでるという話です。
仲田次長兼学校教育課長	ですので、毎日ではないので、そちらの部分で充当する形になると説明しております。先生方は授業でしたり試験事務でしたりその準備もあります。
小林委員	やはり学校活動が主になるのが、本当のことだと思いますね。子どもたちのテスト等をおろそかにして部活動を優先にしたら、これは非常に本末転倒ですので。そうすると、やはり、先生方の兼職兼業というのはなかなか難しいのかと思います。
仲田次長兼学校教育課長	確かに難しいです。元々は、教職員の時間外勤務、長時間労働を削減するためにということで始まったと記憶していますので、スタートが全く違いました。そのような中で文科省の方も、地域に根付いた、地域展開をという流れになってきたと伺いました。今現在、働き方改革も含めた中で、部活動の時間を管理する上で必要な制度という形で、今回のこの規程を提出しております。
宇佐美委員	時間外在校等時間というのは、どういった意味で捉えればよいのですか。例えば、7時から8時まで指導するとして、5時30分から7時まではどうなるのか。時間外在校にあたるのか。勤務時間にあたるのか。
仲田次長兼学校教育課長	47 ページに報告書がありますが、通常勤務時間が先ほど言った7時間45分位で、例えばですが、試験の準備とかで時間外在校等時間を2時間しています。その他に、地域クラブの活動を行うようであれば、開始時間、終了時間、休憩時間、活動実際の時間を記入する形になってきます。こちらの地域クラブに関しては、その先生の1ヶ月の活動時間の合計として、この報告書で申告していただく形になります。

宇佐美委員	でも文面的に、時間外在校等時間と活動時間を足して45時間以内になってしまうので、時間外在校等時間と活動時間をびったり合わせておかないとならない。
仲田次長兼学校教育課長	こちらは、教育委員会としては、あくまでも事業の実施に当たって、活動時間の実情を把握するという形になっています。実際の活動に関しても、地域クラブと先生方とできちんと協議していただく必要があるかと考えています。
宇佐美委員	部活動としてちゃんと手当が出てやっていれば、教員も書きやすいのですが。言葉の意味がストンと落ちませんね。
仲田次長兼学校教育課長	この様式に関しましては、あくまでも時間の範囲を把握するためのに必要なものだと考えています。
宇佐美委員	45ページの確認事項の上から4番目の、「学校における「時間外在校等時間」と地域クラブにおける「労働時間」の通算が月45時間以内となるように努める」とありますよね。ですので、時間の管理はどういう言い方なのかなど。
仲田次長兼学校教育課長	こちらに関しましては、先ほどの説明のとおり、あくまでもその時間外に関しまして学校の方のタイムカード等でしっかりと管理しています。地域クラブに関しましては、こちらは申請をし、先ほどの報告書で報告していただいて、合計での時間の管理を行う形でございます。
小林委員	もう1つだけいいですか。この許可申請書と何枚かありますが、この最後の報酬の有無はこれはどこからの報酬ですか。
仲田次長兼学校教育課長	こちらに関しては、その地域クラブからの報酬がありますかということです。
小林委員	先生方がもし報酬を得たとすれば、それは申請をしなくてはいけない話ですよね。税金の問題もあると思うのですが、金額は記入しなくてもよいのですか。
舘野委員	市からは報酬は出ないよね。

廣澤スポーツ振興課長	兼職兼業届を出していただいて、地域クラブの方から申請していただければ、予算は確保しております。地域クラブ単位で報酬の方を申請していただく形になりますが、ただ先生に関しては勤務時間の関係もあると思いますので、それが解決しないと、先生の方にお知らせすることは難しいのではないかと思います。
小林委員	クラブからの報酬ではなく、市からの報酬という形で考えてよいですか。
仲田次長兼学校教育課長	そうです。
小島教育長職務代理者	よろしいですか。 それでは発言がありませんので採決に入ります。 議案第 13 号「桜川市立学校職員の地域クラブ活動の兼業に関する規程の制定（案）について」は、原案の通りとすることにご異議ございませんか。
全委員	（異議なし）
小島教育長職務代理者	ご異議ありませんので、議案第 13 号は原案通り決定いたします。 続いて、議案第 14 号「令和 7 年度桜川市ビジネスナビゲーション教育振興基金事業の承認について」学校教育課より説明願います。
仲田次長兼学校教育課長	（資料により説明）
小島教育長職務代理者	説明が終わりました。委員さんから発言等あれば、お願いします。
宇佐美委員	単年度ではなく、継続できるものがよいですが、寄附者が承認されているなら仕方ありませんね。
仲田次長兼学校教育課長	それにつきましては、継続事業も検討しましたが、どうしても会計年度等の関係がございますので。また、先生の異動等によって変わってくる部分もございます。ですので、単年度事業

	<p>を基本としまして、もし継続希望という形であれば、こちらは次年度も申請していただければ、継続事業といった内容となってくるのかと思います。</p>
小島教育長職務代理者	<p>事業1つ1つに関して、それぞれ順に承認か否かを決定したいのですが、よろしいですか。</p> <p>まずは、坂戸小学校に関する承認の所ですが、いかがですか。</p>
全委員	承認します。
小島教育長職務代理者	では、坂戸小学校は承認ということでよろしくお願ひします。
仲田次長兼学校教育課長	<p>続いて、雨引小学校でございます。</p> <p>(資料により説明)</p>
小島教育長職務代理者	では雨引小学校について、ご意見があればお願ひします。
宇佐美委員	帽子というのはベレー帽ですか。
小林委員	ベレー帽とここにスカーフをしていますね。
小島教育長職務代理者	<p>他にいかがでしょうか。</p> <p>雨引小学校については、承認ということでよろしいでしょうか。</p>
全委員	承認します。
小島教育長職務代理者	<p>ありがとうございます。</p> <p>では、続いてお願ひいたします。</p>
仲田次長兼学校教育課長	<p>続いて、3番目大國小学校です。</p> <p>(資料により説明)</p>
小島教育長職務代理者	では大國小学校について、ご意見があればお願ひします。
舘野委員	落語家というのは、知り合いの方を呼ぶという形ですか。

仲田次長兼学校教育課長	学校向けに落語を行っている方がいるようですので、そちらに依頼するイメージです。
小島教育長職務代理者	他にいかがでしょうか。 大國小学校については、承認ということによろしいでしょうか。
全委員	承認します。
小島教育長職務代理者	ありがとうございます。 では、続いてお願いいたします。
仲田次長兼学校教育課長	続いて、4番目岩瀬東中学校です。 (資料により説明)
小島教育長職務代理者	では、岩瀬東中学校について、ご意見があればお願いします。
舘野委員	市のヤマザクラ課からも、学校に対して何か行っているんですか。
仲田次長兼学校教育課長	学校については学校教育課で事業を行っています。
宇佐美委員	肥料を入れるボランティア活動を行ったと広報に載っていましたが。
仲田次長兼学校教育課長	各担当がございまして、ヤマザクラ課はヤマザクラ課の管轄の事業を行っています。ちなみに新聞に載っていましたが、先日、ヤマザクラ課の事業で国立ひたち海浜公園にヤマザクラを植樹しました。寄贈された苗は、小学校で育てて、その後、保存会の方で成長したものを寄贈している形になります。学校に関しては、郷土愛を育てるということで、各学校で時間を設けて、ヤマザクラについての教育をしているところでございます。
舘野委員	この3番の事業計画の中で、講師は市外から来ていますが、地元にはそういった方はいないですかね。

仲田次長兼学校教育課長	今回はこちらの方を呼ぶ形です。市の事業では、小学校の方には、櫻川磯部稲村神社の宮司を講師としてお迎えしています。桜に関する色々な講師の方を呼んで、郷土愛の教育を受けてもらおうという考えです。
舘野委員	桜川市の人も入ってほしいね。
小島教育長職務代理者	他にいかがでしょうか。 岩瀬東中学校については、承認ということでよろしいでしょうか。
全委員	承認します。
小島教育長職務代理者	ありがとうございます。 では、続いてお願いいたします。
仲田次長兼学校教育課長	では、5番目岩瀬西中学校です。 (資料により説明)
小島教育長職務代理者	では、岩瀬西中学校について、ご意見があればお願いします。
小林委員	岩瀬西中学校の3Dプリンターなど、こういうのは今時だなのと思いますが、収支予算書の一番最後にパソコン4台とあるのは、その3Dプリンターを使うために必要なパソコンということですか。
仲田次長兼学校教育課長	関連する事業に伴うものだと思います。
小林委員	ソフトとかであればわかりますが、パソコンは学校の先生も皆さん持っている中で、別に必要ですかね。
仲田次長兼学校教育課長	スペック的なものがあるかもしれませんが、こちらに関しましては細かい部分は把握しておらず申し訳ございません。
小林委員	3Dプリンターを動かすためのパソコンということですかね。
宇佐美委員	3Dプリンターの維持費が計上されれば、それも承認されるん

	<p>ですか。来年度以降、これを維持して広げていきたいとするなら必要ですよ。</p>
仲田次長兼学校教育課長	<p>学校の方にも、個別予算付けをしてる部分がございますので、そういった部分でも対応できるかなと考えております。</p>
小島教育長職務代理者	<p>ありがとうございます。 岩瀬西中学校については、承認ということによろしいでしょうか。</p>
全委員	<p>承認します。</p>
小島教育長職務代理者	<p>ありがとうございます。 では、続いてお願いいたします。</p>
仲田次長兼学校教育課長	<p>では、続いて6番目も岩瀬西中学校です。 (資料により説明) 寄附者としてはクラブ活動は基本的に非承認という判断となっております。</p>
小島教育長職務代理者	<p>では、委員さんからご意見があればお願いします。</p>
宇佐美委員	<p>こちらは残念だけど仕方ないですね。</p>
仲田次長兼学校教育課長	<p>寄附者のご意向を受けての事業となりますので。</p>
小島教育長職務代理者	<p>他にいかがでしょうか。 こちらについては、非承認ということによろしいでしょうか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
小島教育長職務代理者	<p>ありがとうございます。 では、続いてお願いいたします。</p>
仲田次長兼学校教育課長	<p>では、7番目大和中学校です。 (資料により説明)</p>

小島教育長職務代理者	では、委員さんからご意見があればお願いします。
小林委員	すごく良い事業だと思います。キャリア教育は大切なことですので、ぜひ実施していただきたい。
小島教育長職務代理者	他にいかがでしょうか。 大和中学校については、承認ということによろしいでしょうか。
全委員	承認します。
小島教育長職務代理者	ありがとうございます。 では、続いてお願いいたします。
仲田次長兼学校教育課長	では、8番目桃山学園です。 (資料により説明) 寄附者は保留という判断となっております。
小島教育長職務代理者	では、委員さんからご意見があればお願いします。
宇佐美委員	他に予算があるのであれば非承認でよいのでは。
舘野委員	寄附者の方が承認していないのなら、我々が承認できないでしょう。
小島教育長職務代理者	では、こちらの事業については非承認とさせていただきます。 その他、質疑等ございましたらお願いします。
小林委員	ちなみに、今回ここに出てきていない学校というのは。
仲田次長兼学校教育課長	提案がなかった学校となります。また、今回は令和7年度の申請ということですので、令和8年度の申請に向けて準備をしているという可能性もございます。
小林委員	提案がなかった学校にはリモートなどで、こういった企画があるんだということを、子ども達に説明してもいいのでは。

館野委員	子ども達のための事業を行うには、いくつも方法はあるけど、最終的にお金もかかりますよね。こういう制度があるならば、子ども達のために本当にチャンスだと思います。厳しいことを言えば、なぜ応募しないのか。申請して非承認になったというなら、それは仕方がないですが、それ以前に申請しないのは残念です。
仲田次長兼学校教育課長	今回は提出期限が2月中ということで、期間が短く学校にも迷惑をかけてしまいました。次年度はより良い提案をしていただきたいと思います。
館野委員	全校に申請してもらえるようにね。
仲田次長兼学校教育課長	はい。
小島教育長職務代理者	他に発言があればお願いします。 それでは発言ありませんので採決に入ります。議案第14号「令和7年度桜川市ビジネスナビゲーション教育振興基金事業の承認について」は、承認6件、非承認2件とすることにご異議ありませんか。
全委員	異議なし。
小島教育長職務代理者	ありがとうございます。ご異議がありませんので、議案第14号は協議の結果通り決定いたします。 続いて、議案第15号「桜川市教育支援センター管理及び運営要領の一部を改正する(案)について」教育指導課より説明願います。
小林教育指導課長	(資料により説明)
小島教育長職務代理者	説明が終わりました。委員さんから発言等あれば、お願いいたします。
全委員	(意見なし)
小島教育長職務代理者	それでは発言ありませんので、採決に入ります。議案第15

全委員	<p>号「桜川市教育支援センター管理及び運営要領の一部改正（案）について」は、原案の通りとすることにご異議ありませんか。</p> <p>異議なし。</p>
小島教育長職務代理者	<p>ご異議ありませんので、議案第 15 号は原案通り決定いたします。</p> <p>続いて、議案第 16 号「桜川市外国語指導助手任用規則の全部改正（案）について」教育指導課より説明願います。</p>
小林教育指導課長	<p>（資料により説明）</p>
小島教育長職務代理者	<p>説明が終わりました。委員さんから発言等あれば、お願いいたします。</p>
宇佐美委員	<p>明文化しないと難しいですね。</p>
小林教育指導課長	<p>令和 7 年度は、会計年度任用職員として 2 名から 4 名に増えましたので、その中でこの第 4 条 (8)「桜川市学童クラブスタッフの補助」などが特に加わりました。</p>
舘野委員	<p>これは現場から要求があったのですか。外国の方と子供たちが交流する場面が多かったとか、その辺はどうなんですか。</p>
小林教育指導課長	<p>おっしゃる通りです。今現在の授業としては小学校 3 年生以上が対象ですが、実は幼稚園や認定こども園、保育園の方では独自で講師を雇い、英会話等を行っています。教育長も申し上げておりますが、小学校 1 年生と 2 年生で空白の時間が 2 年間あります。幼稚園や保育園でせっかく盛り上がって、英会話で聞く話ができているところを、2 年間の空白を経て、3 年生から再開となります。1 年生と 2 年生で授業を行うためには、特別な教育課程を編成しなくてははいけませんので、学校側の負担が大きくなってしまいます。そこで、ほとんどの 1 年生、2 年生は学童を利用しているので、そこに ALT の方を派遣し、日常会話の中で英語にも触れて、空白を埋めたらどうかという話になり、そういった学校の要望と、教育委員会のシステムがマッチしたという形になります。</p>

館野委員	遊びながら学ぶのは良いですね。授業とはまた違って。
小島教育長職務代理者	他に発言があればお願いします。 それでは発言がありませんので採決に入ります。 議案第 16 号「桜川市外国語指導助手任用規則の全部改正(案)について」は、原案の通りとすることにご異議ございませんか。
全委員	異議なし。
小島教育長職務代理者	ご異議ありませんので、議案第 16 号は原案通り決定いたします。 続いて、議案第 17 号「桜川市特別職の職員で非常勤のもの の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(案) についての専決処分の承認について」生涯学習課より説明願 います。
飛毛生涯学習課長	(資料により説明)
小島教育長職務代理者	こちらはよろしいでしょうか。 それでは発言がありませんので採決に入ります。 議案第 17 号「桜川市特別職の職員で非常勤のもの の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(案)に ついての専決処分の承認につい」は、原案の通りとすること にご異議 ございませんか。
全委員	異議なし。
小島教育長職務代理者	ご異議ありませんので、議案第 17 号は原案通り決定いた します。 続いて、報告第 2 号「障害者活躍推進計画(教育委員会)に ついて」学校教育課より説明願います。
仲田次長兼学校教育課長	(資料により説明)
宇佐美委員	とにかく門戸は広くしておいて、誰でも応募できるように してほしいですね。
仲田次長兼学校教育課長	こちらは募集・採用の方にも書いておりますが、募集・採用

<p>館野委員</p>	<p>に当たっては以下の取り扱いを行わないということで、特定の障害に限定するといったことのないように、広くアピールする形になったということでございます。</p> <p>色々な方の頑張っている姿を、見せていただければ良いと思います。</p>
<p>小島教育長職務代理者</p>	<p>他に発言があればお願いします。</p> <p>それでは発言ありませんので、報告第2号「障害者活躍推進計画（教育委員会）について」は、報告のとおりといたします。</p> <p>協議する案件は以上となります。</p> <p>委員さんからその他に意見やご提案があればお願いいたします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
<p>全委員</p>	<p>(意見なし)</p>
<p>小島教育長職務代理者</p>	<p>それでは以上で議事を終了いたします。</p> <p>議事進行にご協力いただきありがとうございました。</p> <p>会議の正なることを証します。</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>教育長職務代理者</p> <p style="text-align: center;">議事録署名人 教育委員</p>